

様式第 1

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名

印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付申請書

エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

I. エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費
  - (2) 補助対象経費
  - (3) 補助金交付申請額

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに費目ごとの配分（別紙 1）
6. 補助事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額（別紙 2）
7. 補助事業の開始及び完了予定日
  - (1) 開始予定年月日
  - (2) 完了予定年月日

## II. エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費
  - (2) 補助対象経費
  - (3) 補助金交付申請額

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに費目ごとの配分 (別紙1)
6. 補助事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額 (別紙2)
7. 補助事業の開始及び完了予定日
  - (1) 開始予定年月日
  - (2) 完了予定年月日

(注1) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業又はエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業のいずれかの事業のみの交付申請の場合にあつては、不要となる事業に係る記載を省略して作成のこと。

(注2) 紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに費目ごとの配分

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合計				

(別紙2)

補助事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
合計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

様式第2

エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入計画

1. 補助事業の名称

2. 事業の内容

(1) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業

① 実施事業名

② 事業概要等（別添1）

（注）事業概要等は建築物ごとに作成のこと。

(2) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業

③ 実施事業名

④ 事業概要等（別添2）

(3) 事業実施体制

3. 事業費総額

(1) 事業に要する経費 千円

(2) 補助金交付申請予定額 千円

4. 事業開始・完了予定年月日

(1) 開始予定年月日

(2) 完了予定年月日

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別添1)

エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業概要等

1. 実施事業名

2. 事業概要

3. 実施計画

(1) 計画概要

(2) 総事業費

【全体事業】

- |             |    |
|-------------|----|
| ①事業に要する経費   | 千円 |
| ②補助対象経費     | 千円 |
| ③補助金交付申請予定額 | 千円 |

(注) 単年度事業の場合は、記載を省略して作成すること。

【当該年度】

- |             |    |
|-------------|----|
| ④事業に要する経費   | 千円 |
| ⑤補助対象経費     | 千円 |
| ⑥補助金交付申請予定額 | 千円 |

(注) 当該年度に要する経費について記載し、交付申請書の額と一致すること。

⑦事業経費の配分 (別紙3)

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

⑧資金調達の予定 (別紙4)

(3) 事業の実施体制

(注) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業ごとの実施体制について記述・作成すること。

(4) 設備 (機械装置等) 及びシステムの概要

(注) 具体的な導入規模・設備能力等及びその用途も明記のこと。

(5) 事業実施予定スケジュール

(6) 事業全体の事業開始・完了予定年月日

開始予定年月日

完了予定年月日

(7) 当該年度事業の事業開始・完了予定年月日

開始予定年月日

完了予定年月日

4. 導入効果等

5. 事業実施に関連する事項

(1) 他の補助金との関係

(2) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

(3) その他実施上問題となる事項

(別紙3)

エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業経費の配分

<全体>または<年度毎>

費目	項目	補助事業に要する 経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金の交付 申請額 (円)	備考
設計費					
	小計				
設備費					
	小計				
計測装置費					
	小計				
工事費					
	小計				
諸経費					
	小計				
導入事業費					
	小計				
消費税					
合計					

- ※ 経費発生項目毎に記載のこと。
- ※ 上記経費は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- ※ 補助事業者は、各費目の内訳明細書（補助対象・対象外）を記した工事予算書を作成し添付すること。
- ※ 工事予算書の根拠となる、設計事務所、建設業者、管工事業、メーカー等により作成された参考見積書を添付すること。

(別紙4) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業 資金調達計画

調達先 補助事業に 要する経費		補助金			
		NEDO補助金			国以外の その他の補助金 (具体的に)
		補助対象経費の額	補助率	補助金の額	
年度					
平成〇〇年度					
合 計					

調達先 年度	自己資金	金融機関借入金		その他	合計	備考
		(〇〇銀行)	(〇〇銀行)			
平成〇〇年度						
合 計						



(別添2)

エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業概要等

1. 実施事業名

2. 事業概要

(注) パンフレット等広報素材作成の場合は、その内容、作成方法、作成数量、活用方法等を記載のこと。また、シンポジウム等開催の場合は、その内容、実施日時、場所、実施方法等を記載のこと。

3. 事業内容

4. 実施計画

(1) 計画概要

(注) 事業が2年以上にわたる場合は、年度別に実施内容を記載のこと。

(2) 総事業費

【全体事業】

- |             |    |
|-------------|----|
| ①事業に要する経費   | 千円 |
| ②補助対象経費     | 千円 |
| ③補助金交付申請予定額 | 千円 |

(注) 単年度事業の場合は、記載を省略して作成すること。

【当該年度】

- |             |    |
|-------------|----|
| ④事業に要する経費   | 千円 |
| ⑤補助対象経費     | 千円 |
| ⑥補助金交付申請予定額 | 千円 |

(注) 当該年度に要する経費について記載し、交付申請書の額と一致すること。

⑦事業経費の配分(別紙5)

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

(3) 事業の実施体制

(注) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業ごとの実施体制について記述・作成すること。

(4) 事業実施のスケジュール

(5) 事業全体の事業開始・完了予定年月日

開始予定年月日 平成 年 月 日

完了予定年月日 平成 年 月 日

(6) 当該年度事業の事業開始・完了予定年月日

開始予定年月日 平成 年 月 日

完了予定年月日 平成 年 月 日

5. 事業実施に関連する事項

(1) 他の補助金との関係

(2) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

(3) その他、実施上問題となる事項

(別紙5)

エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業経費の配分  
＜全体＞又は＜年度毎＞

費目	項目	補助事業に要する 経費(円)	補助対象経費 (円)	補助金の交付 申請額(円)	備考
謝金					
	小計				
旅費					
	小計				
事務費					
	小計				
消費税					
合計					

(注1) 上記経費については、算定根拠を添付すること。

(注2) 複数年度にわたる事業の場合は、本表(事業全体)に加え年度毎の表も作成すること。

(注3) 金額は「項目」欄の記載例を参考にブレークダウンすること。

(注4) 継続事業の場合、完了年度分については実績額を記載すること。



(その費目)

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
設計費 設備費 計測装置費 工事費 諸経費 導入事業費 消費税				
合計				

(2) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業

補助事業に要する経費 円  
補助対象経費 円  
補助金の額 円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(その費目)

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
謝金 旅費 事務費 消費税				
合計				

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、

これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

4. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

- (1) 補助事業者は、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程（平成17年5月26日平成17年度規程第13号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による遅延等報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、交付規程第9条第1項（1）～（4）のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、機構が交付規程第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、機構が交付規程第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、機構が交付規程第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第17条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、交付規程第20条第3項及び第21条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告しなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとする。ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
- (14) 補助事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、取得財産等の利用状況等について、機

構に報告しなければならない。また、間接補助事業による取得財産等についても同様とする。なお、詳細については、機構が別途指示するものとする。

5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

様式第 4

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金  
補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の遅延等について、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第 7 条第 1 項（2）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に係る金額 金 円
4. 遅延等に対して採った措置
5. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。



番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付  
申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第 8 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
  - (1) 補助対象経費
  - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

様式第 6

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金補助事業  
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業計画を下記のとおり変更したいので、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第 9 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）

- (注) 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。  
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

計 画 変 更 後 の 経 費 の 配 分

(単位：円)

費 目	補助事業に要する経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分額	配分 済額	変更額	改配 分額		配分 済額	変更額	改配 分額
合 計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金  
補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の実施状況について、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

補 助 事 業 に 要 す る 経 費 の 使 用 状 況

(単位：円)

費 目	補 助 事 業 に 要 す る 経 費		
	配 分 済 額	実 績 額 (年月日～年月日)	支 出 見 込 額 (年月日～年月日)
合 計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金補助  
事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業が完了しましたので、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
  - (1) 補助事業の名称
  - (2) 補助事業の内容
  - (3) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
  - (1) 受領額
  - (2) 内訳
    - ①第 回概算払額
    - ②第 回概算払額
4. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日
5. 間接補助事業者に対する間接補助金確定額及び確定年月日
6. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日
7. 補助事業の収支決算
  - (1) 収入・支出の総額
  - (2) 収支明細表（別紙）

- (注) 1. 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。  
補助金所要額 - 消費税等仕入控除税額 = 補助金の額
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

費 目	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補 助 対 象 経 費	補助金の額	補 助 対 象 経 費	補助金の額	補 助 対 象 経 費	補助金の額
合 計						

(単位：円)

費 目	決 算 額						備 考
	収 入	支 出			差 引		
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補 助 対 象 経 費	補助率	補助金 の額	補助金 返納額	
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。



独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金補助  
事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
  - (1) 補助事業の名称
  - (2) 補助事業の内容
  - (3) 補助事業の効果
2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
  - (1) 受領額
  - (2) 内 訳
    - ①第 回概算払額
    - ②第 回概算払額
4. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日
5. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日
6. 補助事業の収支決算
  - (1) 収入・支出の総額
  - (2) 収支明細表（別紙）

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

収 支 明 細 表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算 額 費 目	交 付 決 定 額						交付決定額のうち 翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象 経費	補助金 の 額
	補助対象 経費	補助金 の 額	補助対象 経費	補助金 の 額	補助対象 経費	補助金 の 額		
合 計								

(単位：円)

費 目	決 算 額						差 引	備 考
	収 入	支 出				補助金 返納額		
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象 経費	補助率	補助金の額			
合 計								

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金補助  
事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したので、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の承継理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金返還  
報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第 1 3 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

番 号  
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金消費  
税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第 1 3 条第 1 項による額の確定額）
3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
5. 補助金返還相当額（4. - 3.）

- (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金精算  
(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金の精算（第 回概算）払を受けたいので、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算（概算）払請求金額 金 円
3. 請求金額の内訳（別紙）
4. 概算払を必要とする理由（概算払の場合に限る）
5. 振込先  
銀行 支店 預金種別 口座番号  
名義（フリガナ）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

請 求 金 額 の 内 訳

(単位：円)

費 目	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日 年月日)	支出見込額 (年月日 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今 回 請求額
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
補助事業者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金  
返還報告書（取消しに係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第17条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。



取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

[平成 年度]

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 1 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書類・資料、(ニ)無体財産権、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理事長 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

平成 年度エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金財産  
処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 処分しようとする財産及びその理由（注1）

財産の名称	財 産 名 (仕 様)	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）（注2）
4. 処分の条件（注2）

（注1） 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。

（注2） 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不用。

（注3） 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

（注4） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

※独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進

事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。